RoHS 指令附属書 III のカドミウムに関する適用除外用途の改正案を WTO に通知

The Knights

欧州委員会(EC)は 10 月 20 日、RoHS 指令附属書 III のエントリー39(a)として収載されているカドミウムに関する適用除外用途の改正案を世界貿易機関(WTO)に通知(G/TBT/N/EU/1022)しました。

今回の改正案は、以下の通りエントリー39(a)を置きかえるとともに、新たにエントリー39(b)を新設する内容となっています。

- 39(a):ディスプレイ照明用途のダウンシフトカドミウムベース半導体ナノクリスタル量子ドット中のセレン化カドミウム(ディスプレイ画面面積で 0.2μg Cd/mm^2 未満)、適用範囲 全てのカテゴリー、有効期限 官報公布の 18 カ月後
- 39(b):ディスプレイおよび投影用途のLED半導体チップ上に直接積層されるダウンシフト半導体ナノクリスタル量子ドットに含まれるカドミウム(発光 LED チップの面積で 5μg Cd/mm^2 未満)でデバイスあたり最大 1mg、適用範囲 全てのカテゴリー、有効期限 2027 年 12 月 31 日

なお、この適用除外用途については、RoHS 指令の制限対象物質および適用除外用途申請の評価方法の見直しに関するプロジェクト(パック 15)の対象であり、パック 15 については、2021 年 3 月に調査最終報告書が公表され、さらに追加的な調査が 2022 年 9 月に実施されていました。

なお、今回公表された改正案は 2024 年 1 月に採択される予定となっています。

当社では、有害金属分析等において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2023 年 10 月 20 日付 世界貿易機関 TBT委員会 発表資料

無機分析箇所 竹下尚長

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL:www.knights.co.jp

PFAS の小冊子進呈中！
PFAS とは PFOS や PFOA などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。
当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。
お問合せはこちら